

学校いじめ防止基本方針

盛岡市立玉山中学校

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、全ての生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われることが大切である。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。

また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

本校では、学校教育目標に掲げる「相手の考えや立場を尊重する生徒」を目指すことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

(2) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法

具体的ないじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(3) いじめの基本的認識

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。

- ②いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- ③いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられる側及びいじめた側の両方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団に対し、適切な指導と支援が必要である。
- ④いじめは教師の生徒感や指導の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑤いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑥いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑦いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

2 いじめ防止のための対策

(1)未然防止～いじめを生まない土壌づくり～

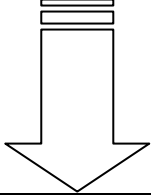
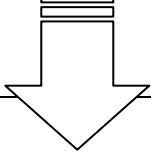
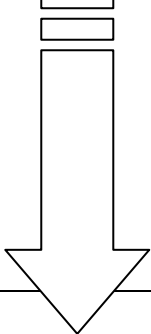
- ①「わかる授業」
 - ・学習規律10ヶ条の徹底
 - ・問題解決型学習、板書の工夫
 - ・学びに向かう集団作り
 - ・積極的な授業研究
- ②特別活動
 - ・朝の会、帰りの会の充実
 - ・生徒会による「いじめ防止キャンペーン」の実施
 - ・ボランティア活動への積極的な参加
 - ・演習を取り入れた講演会等の実施
 - ・情報モラルの体系的な指導
- ③道徳
 - ・人権教育の充実
 - ・全校道徳の実施
- ④総合的な学習の時間
 - ・農業体験学習の充実
 - ・課題解決学習の充実

(2)早期発見～感度のよいセンサー、アンテナを磨く～

- ①情報の収集
 - ・教職員による生徒の観察、関わりによる気づきを声に出す
 - ・養護教諭からの情報提供
 - ・生徒、保護者、地域からの情報
 - ・登下校時の交通安全指導
 - ・昼休みの巡回指導
 - ・学校生活アンケート、いじめアンケートの実施
 - ・諸調査の実施(NRT、QU)

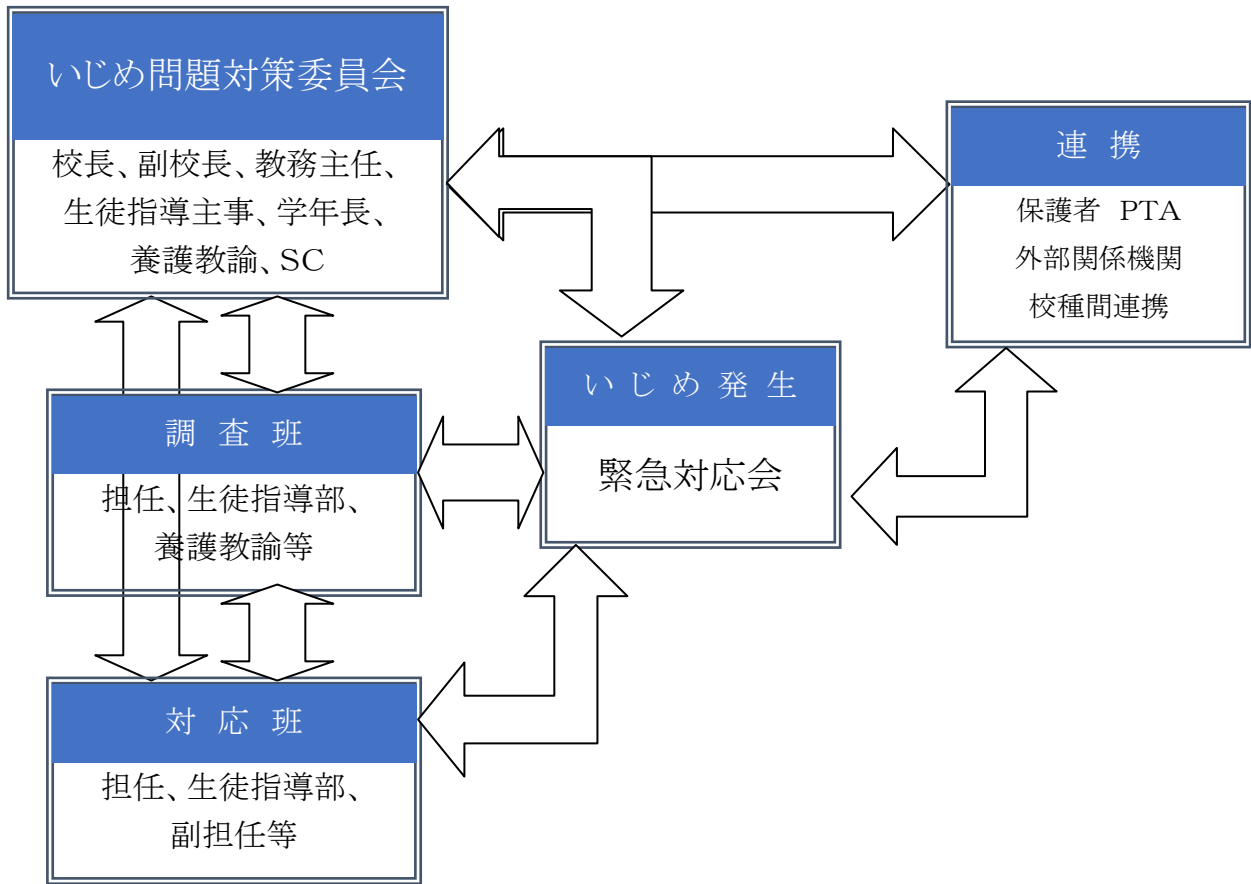
- ・面談における情報(教育相談、三者面談)
- ・学級懇談会
- ②相談体制の確立、周知
 - ・スクールカウンセラーの活用 ・相談窓口の周知
- ③情報の共有
 - ・報告の徹底(発見者→学年長→生徒指導主事→副校長→校長)
 - ・「いじめ防止対策委員会」の定期開催
 - ・職員会議等での全職員への情報提供
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・ファイリングによる次年度への引継ぎの徹底
 - ・小学校との引継ぎ、小中一貫

(3) 早期対策～迅速かつ丁寧な初期対応、組織として動く～

<p>①正確な実態把握</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者双方や周りの生徒から聴き取りを行い、情報収集と記録、事実確認に努める。 ・関係職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。 ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するように心がける。 ・いじめに係る情報を適切に記録する。
<p>②指導体制、方針決定</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。 ・指導体制を整え、対応する職員の役割分担を明確にして組織として対応する。 ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。
<p>③生徒への指導・支援</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた生徒の保護に努め、心配や不安を取り除く。 ・いじめた生徒に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。 <p>保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。 ・保護者の協力を求め、学校との指導や連携について十分協議する。
<p>④今後の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー等を活用し、生徒の心のケアに努める。 ・心の教育や命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。 ・継続的に指導や支援を行い、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談などにより確認する。少なくとも3か月も期間を目安とする。

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1)組織図【対応チーム】



(2) 取り組み内容

- ①学校防止基本方針と年間指導計画の策定。
- ②いじめに関わる研修会の企画。
- ③未然防止、早期発見の取り組み。
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告。
- ⑤いじめ防止に関わる生徒の主体的な活動の推進。
- ⑥達成目標を設定する(学校評価において達成状況を評価)。

(3) 開催時期

月1回定例会を開く。いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで(少なくとも3か月の期間を目安)臨時開催とする。

4 その他

校内いじめ対策委員会によって適宜「学校いじめ防止基本方針」を見直し、必要があると認められるときは、改正を行う。

「いじめ防止のための基本的な方針」(平成 29 年3月 14 日改定)を参酌
平成 29 年6月1日改正